

松山市地域公共交通計画策定業務委託 募集要領

1. 件名 松山市地域公共交通計画策定業務委託
2. 概要及び目的
この要領は、松山市で公共交通の現状を踏まえた「松山市地域公共交通計画」を策定するにあたり、公募型プロポーザル方式によって参加者から企画提案を求めることにより、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、業務内容の品質をより高めるために外部の専門業者を選定することを目的とする。
3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
4. 履行期間 契約締結日から令和8（2026）年3月13日まで
5. 履行場所 松山市全域
6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
7. 提案限度価格 16,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。
8. 参加資格要件
本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。
 - (1) 1つの事業者が単独（以下「単独事業者」という。）で参加する場合の要件
 - ①法人格を有している者であること。
 - ②国土交通省の建設コンサルタント登録規程に定める「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
 - ③日本国内での同種・類似業務^(注)の実績を1件以上有すること。
 - (2) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合の要件
 - ①コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者が代表事業者として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
 - ②代表事業者は、法人格を有している者であること。
 - ③構成事業者のうち、1者は国土交通省の建設コンサルタント登録規程に定める「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
 - ④構成事業者のうち1者以上は、日本国内での同種・類似業務^(注)の実績を1件以上有すること。
 - ⑤単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
 - ⑥コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
 - ⑦構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。
 - (3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
 - ③国税（消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）及び地方税（松山市税及び本店所在地の区市町村民税）を滞納している者でないこと。
 - ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)
若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)
を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

⑤松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

(注) 同種・類似業務とは、地域公共交通を実施した業務をいう。

9. 配置予定技術者の要件

- (1) 管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術監理部門:建設一都市及び地方計画部門)、技術士(建設部門:都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地方計画部門)のいずれかの資格を有すること。また、同種・類似業務に従事した実績を有すること。
- (2) 配置予定の技術者はすべて、本業務完了まで熱意と責任を持って確実に従事できる者とする。

10. 募集要領等の配布

- (1) 期間 令和7(2025)年4月14日から令和7(2025)年5月16日まで
- (2) 場所 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所 都市整備部都市・交通計画課
- (3) 方法 配布場所で直接受取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
*配布時間は9時~17時(土日、祝日を除く。)

11. 評価基準 評価基準書(別紙2)のとおり

12. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、感染症等の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

13. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者(2名)を置き、意見を求めるものとする。

14. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和7(2025)年4月14日から
令和7(2025)年4月28日(17時まで)
- (2) 受付方法
質問書(様式1)に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受付けないものとする。
また、電子メールの表題を「プロポーザル質問書(会社名)」とし、電子メールを送信した後に、都市・交通計画課まで送信した旨の電話をすること。
なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に令和7（2025）年5月9日までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

15. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7（2025）年5月16日 17時（必着）
- (2) 提出書類 「17. 提出書類 1～6」の書類を提出すること
- (3) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市都市整備部都市・交通計画課 担当：野中
- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

16. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7（2025）年5月23日 17時（必着）
- (2) 提出書類 「17. 提出書類 7～17」の書類を提出すること。
- (3) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市都市整備部都市・交通計画課 担当：野中
- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

17. 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5及び15～16の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式2-1又は2-2)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。(発行後3ヶ月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書 (原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの)
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 松山市(納税課)が発行する完納証明書。 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書。 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書。 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。

5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
6	建設コンサルタント登録が確認できるものの写し	8. 参加資格要件（1）②又は（2）③の要件が確認できること。
7	提案審査申請書 （様式3-1又は3-2）	
8	事業者の概要（様式4）	
9	コンソーシアム構成表 （様式5）	コンソーシアムの場合のみ提出
10	コンソーシアム協定書の写し	コンソーシアムの場合のみ提出
11	業務執行体制（様式6）	
12	業務実績（様式7）	
13	企画提案書	「18. 企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
14	参考見積書 （様式8-1又は8-2）	見積書の別紙として、「積算内訳書」及び「代価表」等（任意様式）を添付すること。 公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
15	直前2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）	
16	経営状況等調査表（様式9）	
17	参考資料	8, 11, 12の補足資料を添付
18	借用申請書（様式10）	参加表明書提出後、必要に応じて提出
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

18. 企画提案書作成要領

- (1) 業務にかかる下記のテーマについて、それぞれ提案内容を記載すること。
 - ①基本的な方針・目標設定について
 - ②目標達成のための施策・事業の検討について
 - ③理解しやすい計画の策定について
- (2) 提案書作成に必要な資料は、参加表明書及び借用申請書提出後に貸与する。また、企画提案書提出時に返却するものとする。
- (3) 企画提案書の様式・テーマごとのページ配分は任意とするが、全体で3ページ程度とする。用紙はJIS A3またはA4サイズとし、文字サイズは10pt以上とすること。

- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

2 4. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ②「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

2 5. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

2 6. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2

松山市都市整備部都市・交通計画課 担当：野中

TEL：089-948-6448

FAX：089-934-5180

メールアドレス：toshi-kou@city.matsuyama.ehime.jp